

2012年12月18日

航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会への意見

一橋大学教授 松本恒雄

1 本検討会には、第3回に続けて、第4回も所用により欠席となるために、第3回までの議論の経緯を踏まえて、意見を述べる。

2 本検討会は、規制・制度改革に関する閣議決定を受けて設けられたものであるが、航空機の安全性や航空機利用者の利便性にもかかわる課題であることから、航空事業者のコスト論だけで結論が出されてよい問題ではない。

その意味で、とりわけ検査のコストについては一定の数字が出ているが、機器の信頼性が一般的に向上したことにより、故障、不具合、トラブルが実際にどれほど減少したのかを示す十分なデータがない。この点が明らかにならない限り、検査の期間は何年ごとに十分なのか、はたまた電波法上の検査は不要なのかについての結論を出すことは困難である。

その意味で、まずは若干の緩和を行い、その状態で数年間のデータを集めて、もっと緩和しても問題ないかどうかを検証するというステップバイステップのやり方が、現時点では適切と思われる。検証にあたっては、規制当局、規制対象の航空事業者、検査事業者以外の第三者を中心として行うことが適切である。

3 なお、海外の検査の仕組みの一部だけを取り上げて、ある国ではそのような検査は行われていないから、日本においても必要がないという趣旨の主張がなされることがあるが、各国の比較をする場合には、特定の部分だけで行うのではなく、全体の仕組みを比較すべきである。

たとえば、米国では、無線局の免許は10年の期限付きであるが、日本ではいったん免許を与えると無期限に有効となっている。また、米国では、FCCが無線設備の製造等に係る検査の権限も有しているようであるが、日本では、このような権限は総務省にはない。

したがって、検査の緩和を行う場合には、現在、無期限となっている無線局の免許について、期限付きの更新制を導入することも検討されるべきである。